



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 1 日 (金)
第 8 4 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更 (136) (景観まちづくり課) 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (137) (経済通商総室) 2
	種畜証明書の交付 (138) (畜産課) 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (139・140) (森林・林業総室) 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (141) (東部総合事務所農林局) 4
	土地改良区の役員の退任 (142) (八頭総合事務所農林局) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (143) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (144) (〃) 5
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住宅政策課) 5
	平成25年度前期技能検定の実施 (雇用人材総室) 7
	平成25年度随時実施技能検定の実施 (〃) 10
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 14
◇ 正 誤	平成25年 2 月 15 日付鳥取県公報第8472号中訂正 18

告 示

鳥取県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鳥取市千代水二丁目及び安長
- 3 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

鳥取県告示第137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳58-2外
- 2 承継により変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也
岡山県津山市一方228
変更後 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也
鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 3 承継があった年月日
平成11年2月22日
- 4 承継の理由
店舗運営を移管したため
- 5 承継に係る店舗面積
1,909 平方メートル
- 6 届出年月日
平成25年2月19日

- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成25年3月1日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第138号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
平24 鳥取県臨 第1号	多美福	黒毛 和種	平成23年 5月7日	宮崎県 西臼杵 郡日之 影町	福之国（黒原 3491）	たみこ（黒原 1304159）	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林総 合研究所畜産 試験場
平24 鳥取県臨 第2号	勝茂久	〃	平成23年 11月29日	鳥取県 日野郡 日野町	安福久（黒原 4416）	ひめいわ66（黒 高207421）	〃	〃
平24 鳥取県臨 第3号	強小乃国	〃	平成22年 10月20日	鳥取県 西伯郡 大山町	福之国（黒原 3491）	いぶのきせき （黒原1275339）	2級	西伯郡大山町 西田薫

鳥取県告示第139号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町桑原字境口804の54、804の55
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第140号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字ツムギ2の36（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第141号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年 3 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業清水ヶ谷池地区ため池等整備	平成25年 2 月 15 日

鳥取県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 3 月 1 日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所
監 事 浦 林 壽 男 八頭郡八頭町下野13
平成25年 2 月 15 日 退任

鳥取県告示第143号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 1 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
いわさき皮膚科クリニック	いわさき皮膚科クリニック	米子市福市862-9	平成25年 2 月 21日	平成25年 3 月 25日	訪問看護

鳥取県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 1 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
いわさき皮膚科クリニック	いわさき皮膚科クリニック	米子市福市862-9	平成25年 2 月 21日	平成25年 3 月 25日	介護予防訪問看護

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成25年 3 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成25年 7 月 7 日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

イ 設計製図の試験

平成25年 9 月15日（日）午前11時から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成25年 7 月28日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

イ 設計製図の試験

平成25年10月13日（日）午前11時から午後 4 時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

- ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）
- イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
- ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
- エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 持参による受験申込み

ア 受付期間及び場所

（ア）平成25年4月11日（木）から同月15日（月）までの午前10時から午後5時まで
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

（イ）平成25年4月11日（木）及び12日（金）の午前10時から午後5時まで
米子コンベンションセンター 米子市末広町294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

(2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。

ア 提出書類

- （ア）平成24年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書
- （イ）住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面

イ 受付期間

平成25年3月19日（火）から同年4月3日（水）まで。

なお、平成25年4月3日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、必ず簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14-1 財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

平成25年3月28日（木）午前10時から同年4月3日（水）午後4時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成25年12月5日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月27日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月10日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

- (1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成25年3月11日（月）から同年4月15日（月）までの日（日曜日、

土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1（有限会社エイ・ディ・エム設計研究室）

社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126（株式会社桑本建築設計事務所内）

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糀町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成25年6月12日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数を徴収する。なお、納付の方法は、財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-5524-3105）にその旨を申し出ること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成25年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

布はく縫製（ワイシャツ製造作業）

建具製作（木製建具手加工作業）

プラスチック成形（射出成形作業）

とび（とび作業）

- 左官（左官作業）
- タイル張り（タイル張り作業）
- 畳製作（畳製作作業）
- 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）
- 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
- 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
- 表装（壁装作業）
- 塗装（建築塗装作業）
- 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）
- フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）
- 造園（造園工事作業）
- 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
- 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

- 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事作業、加熱ペイントマシンマーカーク工事作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

(ア) 1級、2級及び単一等級

平成25年6月5日（水）から同年9月10日（火）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

(イ) 3級

平成25年6月5日（水）から同年8月11日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成25年5月29日（水）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、塗装	平成25年8月25日（日）
機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成25年9月1日（日）
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車	平成25年9月8日（日）

両製造・整備、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(イ) 3 級

全職種 平成25年 7 月 21 日 (日)

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
路面標示施工	平成25年 9 月 8 日 (日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験 15,700円

上記に関わらず、次の表に掲げる職種のうち 2 級又は 3 級に該当するものを受検する在校生等（申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。）の実技試験の手数料の額は、5,200円とする。

ア 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

イ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

エ 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

オ 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

カ 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

キ 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

職 種
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾

(2) 学科試験 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル 5 階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成25年 4 月 8 日 (月) から同月 19 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成25年 4 月 19 日 (金) までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限る、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1 に掲げる職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4 に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格発表日

ア 1 級、2 級及び単一等級

平成25年10月4日（金）

イ 3 級

平成25年8月23日（金）

(2) 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等に掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(3) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が(1)の合格発表日付けの書面で通知する。

(4) 技能検定合格証書の交付

1 級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び3 級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成25年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 3 級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（ダクト板金作業）

工場板金（機械板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

- 機械検査（機械検査作業）
 - 機械保全（機械系保全作業）
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
 - 電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
 - 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
 - ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
 - 婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）
 - 紳士服製造（紳士既製服製造作業）
 - 帆布製品製造（帆布製品製造作業）
 - 布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
 - 家具製作（家具手加工作業）
 - 建具製作（木製建具手加工作業）
 - 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
 - 印刷（オフセット印刷作業）
 - 製本（製本作業）
 - プラスチック成形（射出成形作業）
 - 石材施工（石材加工作業、石張り作業）
 - パン製造（パン製造作業）
 - ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
 - 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
 - 建築大工（大工工事作業）
 - かわらぶき（かわらぶき作業）
 - とび（とび作業）
 - 左官（左官作業）
 - タイル張り（タイル張り作業）
 - 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 - 型枠施工（型枠工事作業）
 - 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
 - コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
 - 防水施工（シーリング防水工事作業）
 - 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
 - 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
 - 表装（壁装作業）
 - 塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
- (2) 基礎 1 級及び基礎 2 級
- さく井（ロータリー式さく井工事作業）
 - 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
 - 鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
 - 機械加工（旋盤作業、フライス盤作業）
 - 金属プレス加工（金属プレス作業）
 - 鉄工（構造物鉄工作業）
 - 建築板金（ダクト板金作業）
 - 工場板金（機械板金作業）
 - めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
帆布製品製造（帆布製品製造作業）
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
建具製作（木製建具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
印刷（オフセット印刷作業）
製本（製本作業）
プラスチック成形（射出成形作業）
石材施工（石材加工作業、石張り作業）
パン製造（パン製造作業）
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
タイル張り（タイル張り作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
表装（壁装作業）
塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	手 数 料
機械検査、婦人子供服製造	13,000円
上記以外の職種	15,700円

(2) 学科試験 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

随時（平成25年12月31日（火）、平成26年1月2日（木）、同月3日（金）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

- (1) この技能検定は、外国人技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。
- (2) 不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

レンタカー賃貸借 7台

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 納車及び返納場所

入札説明書による。

- (4) 賃貸借期間

平成25年4月1日（月）正午から同年5月29日（水）午後5時までとする。

- (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年3月1日（金）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年3月14日（木）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。
- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

(2) 仕様書に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警備部警衛対策課

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年3月1日(金)から同月11日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月26日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月25日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納車しようとするレンタカーが入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年3月18日(月)午後5時まで提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

地域安全パトロール業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年5月1日（水）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が警備の施設警備(人的警備)に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年3月18日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 鳥取県東部地区、中部地区及び西部地区のうち、1地区以上に営業所を有していること。ただし、営業所を有する地区が2地区以下の場合、営業所を有さない地区について、委託業務開始までに委託業務を実施するための活動拠点を設けることができるものであること。
- (4) 平成25年3月1日(金)から同月28日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) この公告に示した業務(以下「委託業務」という。)を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年3月1日(金)から同月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

- (4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年3月12日(火)午後2時30分

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第11会議室

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午後2時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月27日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履

行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に平成25年3月22日(金)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会2月定例会において、本件業務に関する予算が可決されなかったときは、開札を行わず、本件入札を中止する。

正 誤

平成25年2月15日付鳥取県公報第8472号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 8

行 12

誤 平成24年鳥取県告示第606号

正 平成21年鳥取県告示第717号